

公益財団法人メルコ学術振興財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人メルコ学術振興財団定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2)常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (4)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事には職務執行の対価とし、別表1の支給基準に基づき役員報酬を支給できる。

- 2 常勤理事を除く役員等には、別に定める謝金取扱規程に基づき報酬を支払う事ができる。
- 3 当財団は、役員等に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(支給の除外対象)

第4条 第2条(4)に定める報酬ならびに第2条(5)に定める費用は、当財団の役員等の内、以下に該当する者には支給しない。

- (1)株式会社メルコホールディングス及びそのグループ会社の役職員である者
- (2)報酬等及び費用の受領を辞退する者
- (3)その他、報酬等及び費用の支給が適切でないと判断される者

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1 常勤理事への報酬支給基準

役員報酬	月額 500,000円を上限とする
------	-------------------

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年6月18日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。